明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○港湾調査規則の一部を改正する省令（国土交通八六）　一
〔告　示〕
○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成十五年分～平成二十四年分）を公表する件　二
○政治資金規正法の規定による政治団体の解散に係る収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十二年分・平成二十四年分～平成二十五年分）を公表する件（同三九三）　四
○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十年分）を公表する件の一部を訂正する件（同三九四）　六
○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十一年分）を公表する件の一部を訂正する件（同三九五）　六
○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十二年分）を公表する件の一部を訂正する件（同三九六）　六
○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十三年分）を公表する件の一部を訂正する件（同三九七）　六
○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十四年分）を公表する件の一部を訂正する件（同三九八）　六
○政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示（財務三三四～三三七、三四〇、三四一）　七
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項及び政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を告示（同三三八）　九
○国債の発行等に関する省令第七条第三項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示（同三三九）　一〇
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（同三四二～三四九）　二
○国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（同三五〇～三五二）　一六
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示（同三五三～三五五）　一六
○港湾調査票の様式の告示の一部を改正する件（国土交通一〇七四）　一六
〔官庁報告〕
国家試験
第四十六回社会保険労務士試験合格者（厚生労働省）　一七
〔公　告〕
諸事項
官庁
独立行政法人原子力安全基盤機構平成二十五年度財務諸表関係　一九
裁判所
破産、免責関係　二四
特殊法人等
独立行政法人労働政策研究・研修機構平成二十五事業年度決算、独立行政法人空港周辺整備機構平成二十五事業年度財務諸表、東日本高速道路株式会社工事開始関係　三三
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　三五
会社その他
会社決算公告　三七

省　令

○国土交通省令第八十六号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第十八条の規定に基づき、港湾調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十一月七日

国土交通大臣　太田　昭宏

港湾調査規則の一部を改正する省令

港湾調査規則（昭和二十六年運輸省令第十三号）の一部を次のように改正する。

別表北海道の項甲種港湾の欄中「苫小牧港」を「苫小牧港　白老港」に改め、同項乙種港湾の欄中「浦河港　白老港」を「浦河港」に改める。

別表宮城県の項甲種港湾の欄中「石巻港　仙台塩釜港」を「仙台塩釜港」に改め、同項乙種港湾の欄中「荻浜港　松島港」を「荻浜港」に改める。

別表千葉県の項甲種港湾の欄中「館山港　木更津港」を「木更津港」に改め、同項乙種港湾の欄中「名洗港　興津港」を「興津港　館山港」に改める。

別表三重県の項甲種港湾の欄中「尾鷲港」を「吉津港　尾鷲港　鵜殿港」に改め、同項乙種港湾の欄中「浜島港　吉津港」を「浜島港」に改め、「鵜殿港」を削る。

別表鳥取県の項乙種港湾の欄中「田後港　赤碕港」を「田後港」に改める。

別表島根県の項乙種港湾の欄中「七類港　笹子港」を「七類港」に、「古海港　来居港　竹名港　木佐根港」を「来居港」に改め、「波入港」を削る。

別表岡山県の項甲種港湾の欄中「水島港」を「水島港　笠岡港」に改め、同項乙種港湾の欄中「児島港　笠岡港」を「児島港」に改める。

別表広島県の項乙種港湾の欄中「小用港（江田島市）　大柿港」を「小用港（江田島市）」に改める。

別表徳島県の項甲種港湾の欄中「徳島小松島港　富岡港」を「徳島小松島港」に改め、同項乙種港湾の欄中「折野港　撫養港」を「撫養港」に、「中島港」を「中島港　富岡港」に改める。

別表香川県の項乙種港湾の欄中「仁尾港　箱浦港　見立港　宇多津港」を「仁尾港」に、「三本松港　白鳥港」を「三本松港」に、「三都港　室生北港」を「三都港」に、「志々島港　粟島港　粟島西港」を「粟島港」に改める。